

火災予防上の命令を受けている対象物一覧（令和 7 年 9 月 16 日現在）

No.	項 目	内 容
1	防火対象物の所在地	五所川原市字川端町 66 番地 9
	防火対象物の名称	有限会社高橋商事川端町飲食店舗②
	命令を受けた者	有限会社高橋商事 代表取締役 高橋 作蔵
	命令事項	令和 7 年 9 月 17 日までに自動火災報知設備を設置すること。
	命令発令日	令和 7 年 8 月 4 日